# ○環境省告示第三十五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則 (平成十七年 農林水産 省省

二号) 第五条第二項、 第七 条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び 第四号  $\mathcal{O}$ 規定に対 基 一づき、 環境

大臣 が 所掌する特定外 来生 物に係 る 特定飼 養 等 施 設  $\mathcal{O}$ 基 淮  $\mathcal{O}$ 細 目等 を定め る件 平 ·成 十: 七 年五 月環境

省告示第四 十二号) 0) 部 を次  $\mathcal{O}$ ように改 正 Ļ 令 和 五. 年 六 月 日 カン 5 適 用 す Ź。

令和五年四月十七日

# 環境大臣 西村 明宏

掲げてい を掲 を改 て掲げ 次対 次 げ Ĩ  $\mathcal{O}$ 応する改 Ć るその標記部 表 後 欄 な に 1 より、 1 な に 掲 正 ものは、 1 後欄 げる ものは、 改 分に二 ŧ に 正 これを新たに追加する。  $\mathcal{O}$ 撂 前 これを削 欄 0) げ る規定 ように改め、 重 12 一傍線、 掲げる り、 を  $\mathcal{O}$ 規定 付 傍 協を付い 改 L た規定 改 正 (題 一後欄に Ē 前 した部分 名を含む。 欄 (以 下 .掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを に 掲 分の げ 「対象規定」 ように改 以下 る対象規定で改正後欄にこれに対 同 ľ め、 という。 改正 0) 傍 線 前 を付 欄 は、 及 び L 当該 ) た部: 改 正 分をこ 対 後 象規定 応するも 欄 12 対 n 全体 応 に 順  $\mathcal{O}$ L

	とを防止する措置が講じられていること。の地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出するこホー地面に擁壁、柵等を設置する場合にあっては、十分な深さ	たすもの	二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であー (略)	れぞれ当該各号に定めるところによる。の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、そ	て「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次る生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(次条におい	律施行令(平成十七年政令第百六十九号)及び特定外来生物によ号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法	態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生	(用語の定義)	改 正 後
リ・ヌ 体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。 チ トの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物のポ〜ト (略)	(新設)	たすもの	二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であー (略)	れぞれ当該各号に定めるところによる。の各号に掲げる用語の意義は、特別の定めがある場合を除き、そ	て「規則」という。)において使用する用語の例によるほか、次る生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則(次条におい	律施行令(平成十七年政令第百六十九号)及び特定外来生物によ号)、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法	態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八第一条 この告示において使用する用語は、特定外来生物による生	(用語の定義)	改正前

とができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをい三(移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供するこ)

う。

イ〜ハ (略)

物が逸出できない大きさ又は構造であること。 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生

ホ (略)

四 (略)

他の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。五(人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その

イ・ロ (略)

定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこ定外来生物が容易に外部の水系に流出するおそれのないこ。

一 (略)

- いる場合は、この限りでない。

の地下に固定する等、特定外来生物が穴を掘って脱出するこ─ 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分な深さ

とができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをい三 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供するこ

う。

イ〜ハ (略)

物が逸出できない大きさ及び構造であること。 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生

ホ (略)

四 (略)

他の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。五 「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、

イ・ロ (略)

部の水系に流出するおそれのないこと。 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外

二 (略)

(新規)

(新規

とができないものであること。間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることを防止する措置が講じられていること、かつ、柵の格子の

#### チ (略)

## イ〜ハ (略)

定外来生物が容易に施設の外部に流出するおそれのないこ 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設内の特

### Š

### ホ (略)

## 七・八(略)

# (特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければなられる第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするためのの変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第一号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、

### (新規)

### ホ (略)

って、次に掲げる要件を満たすものをいう。
六 「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であ

## イ〜ハ (略)

部の水系に流出するおそれのないこと。 洪水時においても、当該施設内の特定外来生物が容易に外

### ホ (略)

### 七・八(略)

(特定外来生物の種類ごとの基準の細目等)

措置(以下「識別措置」という。)の内容を届け出なければなられ、条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするためのの変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号第二条 規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、

物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生ない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第

一 Trichosurus vulpecula (フクロギツネ)、Erinaceus属(ハリネズミ属)全種、Callosciurus erythraeus (クリハラリス)、Callosciurus finlaysonii(フィンレイソンリス)、Pteromys volans (タイリクモモンガ)のうち Pteromys volans orii(エゾモモンガ)以外のもの、Sciurus carolinensis(トウブハイイロリス)、Sciurus vulgaris(キタリス)のうち Sciurus vulgaris orientis(エゾリス)以外のもの及び Ondatra zibethicus(マスクラット)

を含む。)のいずれかであること。 等(Errinaceus 属(ハリネズミ属)全種以外の種にあっては前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。) 又前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。) 又

ロ〜ホ (略)

Macaca cyclopis (タイワンザル)、Macaca fascicularis (カニクイザル)及び Macaca mulatta (アカゲザル)並びに かこくでいかであることにより生じた生物及び Macaca mulatta (アカゲザル)が Macaca fuscata (ニホンザル)と交雑することにより生じた生物及び Macaca mulatta (アカゲザル)が Macaca fuscata (ニホンザル)と交雑することにより生じた生物及び Macaca fuscata (ニホンザル)と交雑する

物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生ない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第

Trichosurus vulpecula (フクロギツネ)、Erinaceus 属 (ハリネズミ属) 全種、Callosciurus erythraeus (クリハラリス)、Callosciurus finlaysonii (フィンレイソンリス)、Pteromys volans (タイリクモモンガ) のうち Pteromys volans orii (エゾモモンガ) 以外のもの、Sciurus carolinensis (トウブハイイロリス)、Sciurus vulgaris (キタリス) のうち Sciurus vulgaris orientis (エゾリス) 以外のもの及び Ondatra zibethicus (マスクラット)

施設を含む。)のいずれかであること。等又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさないイ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設

口~ホ (略)

(アカゲザル)が Macaca fuscata (ニホンザル)と交雑する (アカゲザル) 及び Macaca mulatta (アカゲザル) 並びに がル)と交雑することにより生じた生物及び Macaca mulatta (アカゲザル)が Macaca fuscata (ニホン が Macaca fuscata (ニホン が Macaca fuscata (ニホン が Macaca fuscata (ニホン が Macaca fuscata (ニホンザル)と交雑することにより生じた生物及び Macaca fuscata (ニホンザル)と交雑する

ことにより生じた生物 (それぞれの生物の子孫を含む。)

イ 等 設を含む。)のいずれかであること。 又は移動用施設 特定飼養等施設の基準の細目 (前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。 (前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施 おり型施設等、擁壁式施設

口~ホ (略)

三

(略)

兀 する種のうち Cervus nippon centralis (ホンシュウジカ)、 Axis 属(アキシスジカ属)全種、Cervus 属(シカ属)に属

yesoensis(エゾシカ)以外のもの、Dama 属(ダマシカ属) mageshimae (マゲシカ)、Cervus nippon nippon (キュウシ Cervus nippon yakushimae (ヤクシカ) 及び Cervus nippon ュウジカ)、Cervus nippon pulchellus(ツシマジカ)、 Cervus nippon keramae (ケラマジカ) 、 Cervus nippon

設を含む。 又は移動用施設(前条第三号ホに掲げる要件を満たさない施 特定飼養等施設の基準の細目 (前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。 )のいずれかであること。 おり型施設等、 擁壁式施設 全種並びに Elaphurus davidianus (シフゾウ)

口~ホ

五~ (略)

Trachemys scripta (アカミミガメ)

ことにより生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。

イ

施設を含む。)のいずれかであること。 等又は移動用施設 特定飼養等施設の基準の細目おり型施設等、 (前条第三号ホに掲げる要件を満たさな 擁壁式施設

ロ〜ホ 略

三 (略)

兀 する種のうち Cervus nippon centralis (ホンシュウジカ)、 Axis 属(アキシスジカ属)全種、Cervus 属(シカ属)に属

yesoensis(エゾシカ)以外のもの、Dama 属(ダマシカ属 全種並びに Elaphurus davidianus (シフゾウ) Cervus nippon yakushimae (ヤクシカ) 及び Cervus nippon ュウジカ)、Cervus nippon pulchellus(ツシマジカ)、 mageshimae (マゲシカ)、Cervus nippon nippon (キュウシ Cervus nippon keramae (ケラマジカ) 、Cervus nippon

イ 施設を含む。 等又は移動用施設 特定飼養等施設の基準の細目おり型施設等、 )<br />
のいずれかであること。 (前条第三号ホに掲げる要件を満たさな 擁壁式施設

ロ〜ホ

略

五~七 (略)

(新規

出を防止するため、その壁面が平滑であり、又は十分は一種壁式又は空堀式の施設にあっては、当該個体の逸より容易に損壊しないものであること。	受力、高削、高削、すもの	② 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げること。	(iv 申請者が当該施設を維持管理する権原を有しているう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。	当該個体が外部にいものであること。	型の施設にあっては網の目の大きさが、当該個体が通いおり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室のであること。	下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないも性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落以下イにおいて「当該個体」という。)の体力及び習	<ul><li>(i) 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体(満たすもの</li></ul>	① おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を一 特定飼養等施設の基準の細目 次のいずれかであること。
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	(新規)

より容易に損壊しないものであること。	、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃に		て、欠こ曷げる要牛を満こすっり(3)当該個体の運搬の用に供することができる施設であっ)	神請者が当該施設を維持管理する権原を有している	う当該設備に逸出防止措置が講じられていること。	wi 給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよ	体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。	(vi) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個	することを防止する措置が講じられていること。	深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱出	₩ 地面に擁壁や柵を設置する場合にあっては、十分な	ものであること。	目の大きさが、当該個体が通り抜けることができない	w 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の	かつ、十分な高さを有すること。	ができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、	ための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ること	iii 柵式の施設にあっては、当該個体の逸出を防止する	な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。
		(新規)	(新規)	(新規)		(新規)		(新規)			(新規)			(新規)				(新規)	

に掲げる要件を満たすものというが認てあって、沙田の一人工的に認じられた池、沼その他の旅記であって、沙田の一人工的に記じられた池、沼子の他の旅記であって、沙田の一人	3 人工力に受けって、セントン国文であって、アーニと。	(iv 申請者が当該施設を維持管理する権原を有している	個体が逸出できない大きさ又は構造であること。	※ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該	常置する場合においては、この限りでない。	がその場にいる場合、又は屋外から隔離できる室内に	り、かつ、十分な高さを有する場合であって、管理者	の壁面が平滑である若しくは十分な傾斜等を有してお	と。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽	た、戸等で常時閉じることができるものであるこ	(ii 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふ	より容易に損壊しないものであること。	、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃に	(i) 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり	を満たすもの	4 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件	個体が逸出できない大きさ又は構造であること。	※ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該	た、戸等で常時閉じることができるものであること。	ii 当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふ
(휮芨)	(折見)	(新規)		(新規)							(新規)			(新規)		(新規)		(新規)		(新規)

にする樹木、構造物等がないこと。 	体が通り抜けることができないものであること。	つ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個	出することを防止する措置が講じられていること、か	な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱	√ 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分	は、この限りでない。	置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合	分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設	高さを有すること。 ただし、周囲に平滑である又は十	ある又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な	(iv 当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑で	こと。	iii 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造である	ないこと。	内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれの	(ii) 豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設	V.	逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでな	と。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な	<ul><li>(i) 外部の水系から完全に隔離された構造であるこ</li></ul>
(新規)					(新規)						(新規)		(新規)			(新規)				(新規)

口 **パ** 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ る。 こと。 加した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。生業の 等をするものであって、輸入又は購入により飼養等をする特 ばならない期間 学術研究、展示又は教育を目的とした飼養 あって、次に掲げることを条件として付する場合にあっては 十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出る 体の数量が減少した場合にあっては、当該減少した日から三 外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡 維持を目的とした飼養等をするものであって、輸入、譲受け 定外来生物の個体の数量が増加した場合にあっては、当該増 他の事由により飼養等をする必要がなくなった日までとす ては、許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その の維持を目的とした飼養等をするものについては、五年間と この限りでない。 殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個 引受け、繁殖、 飼養等の許可の有効期間 (vii) 輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をするものについ ただし、生業の維持を目的とした飼養等をするもので 申請者が当該施設を維持管理する権原を有している 捕獲その他の事由により飼養等をする特定 学術研究、展示、教育又は生業 (新規) (新規)

から 🗒 までに掲げる事項 (ii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1) 覚及び現存量 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量	(i) 特定外来生物の種類 告書を環境大臣に提出すること。	に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間	の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日から一年ごとに、毎年、そ	た譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可jii 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載しと。)	と開始後の内容の対照関係について明らかであるこた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容いる識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されてい	ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容(現に実施してに終了年月日及び終了の事由	<ul><li>個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並び境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。</li></ul>	注:引・ジー・・・・・と生物について次に掲げる情報
(新規)	(新規)		(新規)	(新規)		(新規)	(新規)	(新規)

二 等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、 措置の内容及び当該届出の方法 養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出するこ の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼 をする者にあっては、個体を収容する特定飼養等施設に飼養 識別措置の内容を届け出なければならない期間、 生業の維持の目的で飼養等 かつ、 当該標識 当該識別 (新規

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

は、この限りでない。

九 (略)

H Japalura swinhonis (スウィンホーキノボリトカゲ)、Anolis allogus (アノリス・アルログス)、Anolis angusticeps (アノリス・アングスティケプス)、Anolis carolinensis (グリーンアノール)、Anolis equestris (ナイトアノール)、Anolis garmani (ガーマンアノール)、Anolis homolechis (アノリス・キス)及び Anolis sagrei (ブラウンアノール)

特定飼養等施設の基準の細目

おり型施設等、

擁壁式施設

移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

(前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)

八 (略)

加 Japalura swinhonis (スウィンホーキノボリトカゲ)、Anolis allogus (アノリス・アルログス)、Anolis angusticeps (アノリス・アングスティケプス)、Anolis carolinensis (グリーンアノール)、Anolis equestris (ナイトアノール)、Anolis egarmani (ガーマンアノール)、Anolis sagrei (ブラウンアノール) キス)及び Anolis sagrei (ブラウンアノール) キス)

13

、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

口~ホ (略)

、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。等(前条第二号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設

ロ〜ホ (略)

十二·十三 (略)

〒四 Ictalurus punctatus(チャネルキャットフィッシュ)

特定飼養等施設の基準の細目

移動用施設、水槽型施設等

る場合に限る。
特を目的とした飼養等をする場合で、かつ、漁業の用に供すであること。ただし、網いけす型施設については、生業の維を満たさない施設を含む。)又は網いけす型施設のいずれか、人工池沼型施設等(前条第五号ホからトまでに掲げる要件、

口~ホ (略)

十五 (略)

十六 ガー科全種、Gambusia affinis(カダヤシ)、Morone

口~ホ (略)

等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。 等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。 等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。 等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。

ロ〜ホ (略)

十一·十二 (略)

十三 Ictalurus punctatus (チャ

限る。

Ictalurus punctatus (チャネルキャットフィッシュ)

Lotalurus punctatus (チャネルキャットフィッシュ)

Rotalurus punctatus (チャネルキャットフィッシュ)

ロ〜ホ(略

十四 (略)

十五 ガー科全種、Gambusia affinis(カダヤシ)、Morone

により生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。) ス)が Morone saxatilis(ストライプトバス)と交雑することすることにより生じた生物及び Morone chrysops(ホワイトバイ)がびにガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑りが、からいのでは、カースのとのでは、カースのというでは、カースのでは、カ

件を満たさない施設を含む。) のいずれかであること。又は人工池沼型施設等(前条第五号ホからトまでに掲げる要イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設、水槽型施設等

口~ホ(略)

前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は assimilis shirakii(アカボシゴマダラ奄美亜種)以外のもの ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設( 赤に掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(

. 飼養等の許可の有効期間 三年間

を含む。)のいずれかであること。

水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設

生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又にはいい。 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ

により生じた生物(それぞれの生物の子孫を含む。) ス)が Morone saxatilis(ストライプトバス)と交雑すること トバス)並びにガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑 トバス)並びにガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑

口~ホ (略)

又は人工池沼型施設等のいずれかであること。

特定飼養等施設の基準の細目

移動用施設、

水槽型施設等

十六 きょくとうさそり科全種

イ~ホ (略)

本 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等を ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立 ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立 ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立 会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施 会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施 する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限り ではない。

十八 Aromia bungii(クビアカツヤカミキリ)

H七 Atrax 属(アトラクス属)全種、Hadronyche 属(ハドロニュケ属)全種、Loxosceles gaucho(ロクソスケレス・ガウニュケ属)全種、Loxosceles laeta(ロクソスケレス・ガウ、Latrodectus 属(ゴケグモ属)に属する種のうち Latrodectus elegans(アカオビゴケグモ)以外のもの

生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし 生物の個体の数量が減少した場合にあっては、 ばならない期間 することを条件として付する場合は、 体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出 日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個 の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来 により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、 学術研究を目的とした飼養等をするものであって、 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけ 輸入、譲受け、引受け、 この限りでない。 捕獲その他の事由 当該事由が発 飼養等 又 れ

- (1) 特定外来生物の種類
- び現存量の現存量で現存量である。近期に回義等をした個体の総数量、増減した数量及

(3)

数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、

相手方

該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等調別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別の氏名又は名称並びに許可番号

提出すること。

ホ

特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をいの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りする等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りする等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでする等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでする等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでする等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでする等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りではない。

Neolucanus angulatus(アングラートゥスマルバネクワガてになり

タ)、Neolucanus baladeva(バラデバマルバネクワガタ)、

Neolucanus giganteus(ギガンテウスマルバネクワガタ)、

Neolucanus maedai(マエダマルバネクワガタ)、

Neolucanus perarmatus (ペラルマトゥスマルバネクワガタ)、

Neolucanus waterhousei(ウォーターハウスマルバネクワガNeolucanus tanakai (タナカマルバネクワガタ)、

Neolucanus saundersii (サンダースマルバネクワガタ)、

タ)、Cheirotonus 属(テナガコガネ属)に属する種のうち

Cheirotonus jambar(ヤンバルテナガコガネ)以外のもの、

(新規)

	、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため
	しないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため
(新規)	ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等を
	提出すること。
	該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に
	、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当
	施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ
	措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等
(新規)	二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別
	生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。
	生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発
	は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来
	により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又
	ばならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由
(新規)	ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ
(新規)	ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
	いずれかであること。
	(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)の
	に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等
(新規)	<ul><li>一特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハー</li></ul>
	ヒメテナガコガネ属)全種
	Euchirus 属(クモテナガコガネ属)全種、Propomacrus 属(

ため、 でない。 する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限り 会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において実施 ですることとなる場合であって、その間、 又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容の 一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外 複数の取扱者の立

<u>二</u> Bombus terrestris (セイヨウオオマルハナバチ)

(新規)

前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は を含む。)のいずれかであること。 水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設 ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。) 、移動用施設 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等(前条第一号

飼養等の許可の有効期間 三年間

ばならない期間 は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来 により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ 輸入、譲受け、引受け、 捕獲その他の事由

の許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に

生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし 生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発

学術研究又は生業の維持を目的とした飼養等をするもので

飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、そ

(新規

20

りでない。 環境大臣に提出することを条件として付する場合は、この限 飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を

- (1) 特定外来生物の種類
- した数量及び現存量 一年間に飼養等をした個体に係る巣箱の総数量、増減

(新規)

(新規)

の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出す標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等

ホ 特定外来生物の取扱方法

会いの下、十分な強度を有する袋に入れること等の適切特定飼養等施設の飼養等を特定飼養等施設の外です所への移動に用いる特定飼養等施設への移動のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ること等の適切特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、

(新規)

(新規

(新規)

geminata 種群(ソレノプスィス・ゲミナタ種群)全種、 ス・ヴィルレンス種群)に属する他の種と交雑することにより リデンス種群)及び Solenopsis virulens 種群(ソレノプスィ Solenopsis geminata 種群(ソレノプスィス・ゲミナタ種群) 種群(ソレノプスィス・ヴィルレンス種群)に属する種が ゥリデンス種群)全種、Solenopsis virulens種群(ソレノプス Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・サエヴィスィ ィマ種群)、Solenopsis tridens 種群(ソレノプスィス・トゥ ソレノプスィス・トゥリデンス種群)及び Solenopsis virulens プスィス・サエヴィスィマ種群)、Solenopsis tridens 種群 ィス・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノ ィス・ヴィルレンス種群)全種及び Wasmannia auropunctata マ種群)全種、Solenopsis tridens 種群(ソレノプスィス・ト Linepithema humile(アルゼンチンアリ)、Solenopsis (コカミアリ) 並びに Solenopsis geminata 種群 (ソレノプス Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・サエヴィス Lepisiota frauenfeldi (ハヤトゲフシアリ)、

生じた生物(その生物の子孫を含む。)

	(新規)	ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別
		の氏名又は名称並びに許可番号
規)	(新規)	③ 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方
		び現存量
規)	(新規)	② 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及
規)	(新規)	(1) 特定外来生物の種類
		することを条件として付する場合は、この限りでない。
		体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出
		日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個
		の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた
		、学術研究を目的とした飼養等をするものであって、飼養等
		生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし
		生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発
		は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来
		により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又
		ばならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由
	(新規)	ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ
	(新規)	ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
		いずれかであること。
		(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)の
		に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等
	(新規)	イ 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハ

提出すること。

| 接出すること。
| 接出すること。
| 接出すること。
| 接出すること。
| 接出すること。
| 場別では、
| を関がしたときから三十日以内に環境大臣にが、
| 当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、
| 当に設ける。
| では、
| がった。
| では、
|

ホー特定外来生物の取扱方法

(新規)

(新規

(2)

Solenopsis geminata 種群(ソレノプスィス・ゲミナ

夕種群)

全種、

Solenopsis saevissima 種群(ソレノプス

Solenopsis virulens 種群(ソレノプスィス・ヴィルレン

ィス・サエヴィスィマ種群)全種、Solenopsis tridens種

(ソレノプスィス・トゥリデンス種群) 全種、

ス種群)全種及び Wasmannia auropunctata (コカミア

並びに Solenopsis geminata 種群(ソレノプスィス

り生じた生物(その生物の子孫を含む。)の飼養等をす ヴィルレンス種群)に属する他の種と交雑することによ 種群)及び Solenopsis virulens 種群(ソレノプスィス・ 標識等を掲出することにより実施すること。 を禁止する旨の告知を、 る場合にあっては、 Solenopsis tridens 種群 Solenopsis virulens 種群(ソレノプスィス・ヴィルレン ス種群)に属する種が Solenopsis geminata 種群 (ソレ プスィス・サエヴィスィマ種群)、Solenopsis tridens種 ノプスィス・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima種 ・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima種群(ソレノ (ソレノプスィス・サエヴィスィマ種群)、 (ソレノプスィス・トゥリデンス種群) 危険な生物であり、第三者の接触等 特定飼養等施設又はその周辺に (ソレノプスィス・トゥリデンス 及び

| Friffwer into war カスズメバチ)

(新規)

(新規

を含む。)のいずれかであること。

木槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は、水槽型施設等(前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)、移動用施設(

三年間

飼養等の許可の有効期間

届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ

( 新 規

(新規

生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。 により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又 生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発 は譲渡し、 ばならない期間 引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来 輸入、 譲受け、 引受け、 捕獲その他の事由

提出すること。 措置の内容及び当該届出の方法 該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に 施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、 当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、 個体を収容する特定飼養等 かつ 当

識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別

特定外来生物の取扱方法

朩

(1)

所 この限りではない。 会いの下、外部への出入り口を閉め切った室内において 時 置する他の特定飼養等施設 実施する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、 ることとなる場合であって、 特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位 的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外です 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、 への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一 への移動のため、 その間、 複数の取扱者の立 又は他の場

(2)

危険な生物であり、

第三者の接触等を禁止する旨の告

ものであること。	目の大きさが、当該個体が通り抜けることができない	(iv 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の	かつ、十分な高さを有すること。	ができないよう平滑である又は十分な傾斜等を有し、	ための返し等の設備を有し、又は当該個体が登ること		傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有すること。	出を防止するため、その壁面が平滑である又は十分な	ii 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、当該個体の逸	のであること。	下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないも	性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落	以下イにおいて「当該個体」という。)の体力及び習	() 当該施設において飼養等する特定外来生物の個体 (	要件を満たすもの	① 擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる	イ 特定飼養等施設の基準の細目 次のいずれかであること。	二十五 Procambarus clarkii (アメリカザリガニ)	<u>                                      </u>	ことにより実施すること。
		(新規)				(新規)			(新規)					(新規)		(新規)	(新規)	(新規)	十八・十九(略)	

知を、

特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出する

、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃に① 当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造でありを満たすもの	③ 水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件個体が逸出できない大きさ又は構造であること。	iii 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当該た、戸等で常時閉じることができるものであること。	<ul><li>当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふより容易に損壊しないものであること。</li></ul>	、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃に	<ul><li>当該個体の体力及び習性に応じた堅牢な構造でありて、次に掲げる要件を満たすもの</li></ul>	② 当該個体の運搬の用に供することができる施設であっこと。	※ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有しているう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。	wi  給排水設備を通じて当該個体が外部に逸出しないよ体の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。	(v) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、当該個することを防止する措置が講じられていること。	深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘っす 10 14 15 15 16 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17	▽ 地面に瘫壁や柵を設置する場合にあっては、十分な一
(新規)	(新規)	(新規)	(新規)		(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新規)	(著夫)	(新規)

こと。  ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	内の当該個体が容易に外部の水系に流出するおそれの(ii)豪雨、洪水等が発生した場合においても、当該施設い。	逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分なと、が部の水系から完全に隔離された構造であるこに掲げる要件を満たすもの	4 人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次ること。	www 申請者が当該施設を維持管理する権原を有してい該個体が逸出できない大きさ又は構造であること。	iii 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が当いる場合は、この限りでない。十分な高さを有する場合であって、管理者がその場にの壁面が平滑である又は十分な傾斜等を有し、かつ、	と。ただし、当該個体が登ることができないよう水槽た、戸等で常時閉じることができるものであるこは、当該個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふより容易に損壊しないものであること。
(新規)	(新規)	(新 規)	(新規)	(新規)	(新規)	(新 規)

	_	
	(新規)	/ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ
		<b>ර</b> ු
		他の事由により飼養等をする必要がなくなった日までとす
		ては、許可に係る飼養個体の全てについて譲渡し、死亡その
		し、輸入して愛玩又は観賞の目的で飼養等をするものについ
		の維持を目的とした飼養等をするものについては、三年間と
	(新規)	□ 飼養等の許可の有効期間 学術研究、展示、教育又は生業
		المراحي المراحي
(新規)		〒 申請者が当該施設を維持管理する権原を有している
		にする樹木、構造物等がないこと。
(新規)		wi 施設の内部及びその周辺に、当該個体の逸出を容易
		体が通り抜けることができないものであること。
		つ、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、当該個
		出することを防止する措置が講じられていること、か
		な深さの地下に固定する等、当該個体が穴を掘って脱
(新規)		₩ 施設の周囲に柵等を設置する場合にあっては、十分
		は、この限りでない。
		置する等、十分な逸出防止措置が講じられている場合
		分な傾斜等を有し、かつ、十分な高さを有する柵を設
		高さを有すること。ただし、周囲に平滑である又は十
		ある又は十分な傾斜等を有し、かつ、水面から十分な
(新規)		iv 当該個体の逸出を防止するため、その壁面が平滑で

毎年、 等をするものであって、輸入又は購入により飼養等をする特 あっては、この限りでない。 報告書を環境大臣に提出することを条件として付する場合に るものであって、飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、 届け出ること。ただし、生業の維持を目的とした飼養等をす 合にあっては、当該減少した日から三十日以内に環境大臣に により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場 物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由 維持を目的とした飼養等をするものであって、輸入、譲受け 加した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。 定外来生物の個体の数量が増加した場合にあっては、 ばならない期間 引受け、 年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該 捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生 学術研究、 展示又は教育を目的とした飼養 生業の 当該増

(1) 特定外来生物の種類

び現存量 び現存量 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及

の氏名又は名称並びに許可番号 数量の増減の事実が生じた日付及びその数量、相手方

措置の内容及び当該届出の方法

生業の維持の目的で飼養等

識別措置の内容を届け出なければならない期間、

(新規)

(新規

(新規)

当該識別

31

等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該標識の掲出 限りでない。 保持する等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この 開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。 しないこと。ただし、一時的に、複数の取扱者の立会いの下 状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を をする者にあっては、 特定外来生物の取扱方法 十分な強度を有する網に入れる、 個体を収容する特定飼養等施設に飼養 特定飼養等施設の外で飼養等を 人が特定外来生物を直接

二十六

(略)

きょくとうさそり科全種

いずれかであること。 に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等 (前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。) の 特定飼養等施設の基準の細目 移動用施設(前条第三号ハ

飼養等の許可の有効期間

生物の個体の数量が減少した場合にあっては、 ばならない期間 生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。 は譲渡し、 により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなけれ 引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来 輸入、譲受け、 引受け、 捕獲その他の事由 当該事由が発 又

> <u>二</u> 十 (略)

二 十 一 Hestina assimilis (アカボシゴマダラ)

Hestina assimilis shirakii(アカボシゴマダラ奄美亜種)以外

の も の イ〜ホ (略)

のうち

ること。 一識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別 一部では、 一部ででは、 一部ででは、 一部ででは、 一部ででは、 一部ででは、 一部ででは、 一部では、 一述は、 

## ホ 特定外来生物の取扱方法

- (1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、1 特定飼養等施設の外で飼養等施設への移動において実時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立ることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立るに対して、
- ことにより実施すること。知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出する② 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告

ウコ)、Loxosceles laeta(ロクソスケレス・ラエタ)、ロニュケ属)全種、Loxosceles gaucho(ロクソスケレス・ガー)、Atrax 属(アトラクス属)全種、Hadronyche 属(ハド

- | Aromia bungii (クビアカツヤカミキリ)

イ〜ホ (略)

*Loxosceles reclusa* (ロクソスケレス・レクルサ)、

いずれかであること。 (前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のに掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等に掲げる要件を満たさない施設を含む。)又は水槽型施設等

ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間

電別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等が設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該を設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、当該が設定制度の内容を届け出なければならない期間、当該識別

ホ 特定外来生物の取扱方法

(1) 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、

の限りでない。

の限りでない。

の限りでない。

の限りでない。

ことにより実施すること。知を、特定飼養等施設又はその周辺に標識等を掲出する② 危険な生物であり、第三者の接触等を禁止する旨の告

(削除)

二十三 Neolucanus angulatus (アングラートゥスマルバネクワガタ)、Neolucanus baladeva (バラデバマルバネクワガタ)、Neolucanus giganteus (ギガンテウスマルバネクワガタ)、Neolucanus maedai (マエダマルバネクワガタ)、Neolucanus maximus (マキシムスマルバネクワガタ)、Neolucanus perarmatus (ペラルマトゥスマルバネクワガタ)、Neolucanus saundersii (サンダースマルバネクワガタ)、Neolucanus tanakai (タナカマルバネクワガタ)、Neolucanus waterhousei (ウォーターハウスマルバネクワガタ)、Neolucanus waterhousei (ウォーターハウスマルバネクワガタ)、Neolucanus waterhousei (ウォーターハウスマルバネクワガタ)、

(削 ) 除 ) 除

Cheirotonus jambar(ヤンバルテナガコガネ)以外のもの、

-~ホ (略)

ヒメテナガコガネ属)全種

□十四 Bombus terrestris (セイョウオオマルハナバチ)

一十五

Lepisiota frauenfeldi (ハヤトゲフシアリ)、

Linepithema humile(アルゼンチンアリ)、Solenopsis geminata 種群(ソレノプスィス・ゲミナタ種群)全種、Solenopsis tridens 種群(ソレノプスィス・サエヴィスィス・ヴェナタ種群)全種、Solenopsis tridens 種群(ソレノプスィス・サエヴィスィス・ゲミナタ種群)全種、Solenopsis geminata 種群(ソレノプスィス・トゥリデンス種群)全種でSolenopsis geminata 種群(ソレノプスィス・トゥリデンス種群)を配いるののののではは、グレノプスィス・サエヴィスィマ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・サエヴィス・・ヴィルレンス種群)及び Solenopsis tridens 種群(ソレノプスィス・サエヴィス・ヴェナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・ザエヴィス・グミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・ヴェナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・ゲミナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・ヴェナタ種群)、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・ヴェナタ種群)では、Solenopsis saevissima 種群(ソレノプスィス・サエヴィス・トゥー

リデンス種群)及び Solenopsis virulens 種群(ソレノプスィ

(削除)

二十九

三十 Alternanthera philoxeroides (ナガエツルノゲイトウ)、
Hydrocotyle ranunculoides (ブラジルチドメグサ)、Pistia
stratiotes (ボタンウキクサ)、Azolla cristata (アゾルラ・クリスタタ)、Gymnocoronis spilanthoides (ミズヒマワリ)、
Myriophyllum aquaticum (オオフサモ)、Utricularia cf.
platensis (エフクレタヌキモ)、Utricularia inflata (ウトゥリクラリア・プラテンスィス)及び Ludwigia grandiflora (ルドクィギア・グランディフロラ)

生じた生物(その生物の子孫を含む。)ス・ヴィルレンス種群)に属する他の種と交雑することにより

イ〜ホ (略)

二十六 Vespa velutina(ツマアカスズメバチ)

イ〜ホ (略)

十七

(略)

二十八 Alternanthera philoxeroides (ナガエツルノゲイトウ)、Hydrocotyle ranunculoides (ブラジルチドメグサ)、Pistia stratiotes (ボタンウキクサ)、Azolla cristata (アゾルラ・クリスタタ)、Gymnocoronis spilanthoides (ミズヒマワリ)、Myriophyllum aquaticum (オオフサモ)、Utricularia cf. platensis (エフクレタヌキモ)、Utricularia inflata (ウトゥリクラリア・インフラタ)、Utricularia platensis (ウトゥリクラリア・プラテンスィス)及び Ludwigia grandiflora (ルドウィギア・グランディフロラ)

等に限る。

口~ホ (略)

三十一・三十二 (略)

口~ホ (略)

件を満たさない施設を含む。

又は水槽型施設等に限る。

二十九・三十 (略)

附 則

の告示し  $\mathcal{O}$ 施行 の際現に特定外 来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 (平成十六年

法律第七十八号) 第五 条第 項  $\mathcal{O}$ 許可 を受けてい 、る飼が 養等に係る特定飼 養等施品 設  $\mathcal{O}$ 基準 に つい 7 は

当該 物 に 係 許 ぶる特定な 可  $\mathcal{O}$ 有 餇 効 養等 期 間 施 が 満 設  $\mathcal{O}$ 了するま 基準  $\mathcal{O}$ での 細 目 間 等を定め は、 この告示による改正後 る件第一条第二号ホ及び の環境大臣 Ĭ, 第五号ハ、 が ?所掌す! ホ る特定外来生 からトまで

第六号ニ並びに第二条の 規定に か かわらず、 なお従前  $\mathcal{O}$ 例による。